⑶　連結損益及び包括利益計算書 〔「⑴　連結損益計算書」及び「⑵　連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕 ［表略］ （記載上の注意） １．顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。 ⑴　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 ⑵　収益を理解するための基礎となる情報 ⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報 ⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。 ２．～10.　［略］ 11. 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当事業年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、10. の注記と併せて記載することを妨げない。 ４．　［略］ ５．第　期（　年　月　日から 年　月　日まで）連結キャッシュ・フロー計算書 （直接法により表示する場合） ［表略］ （記載上の注意） ［１・２　略］ （間接法により表示する場合） ［表略］ （記載上の注意） ［１・２　略］	⑶　連結損益及び包括利益計算書 〔「⑴　連結損益計算書」及び「⑵　連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕 ［同左］ （記載上の注意） ［加える。］ １．～９．　［同左］ 10. 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当事業年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記９．の注記と併せて記載することを妨げない。 ４．　［同左］ ５　第　期（　年　月　日から 年　月　日まで）連結キャッシュ・フロー計算書 （直接法により表示する場合） ［同左］ （記載上の注意） ［１・２　同左］ （間接法により表示する場合） ［同左］ （記載上の注意） ［１・２　同左］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和三年三月三十一日から施行する。

（労働金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この命令による改正後の労働金庫法施行規則（以下この条において「新規則」という。）別紙様式第二号記載上の注意1．⑸及び別紙様式第六号記載上の注意1．⑸の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度（労働金庫法第五十九条に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。）に係る貸借対照表（労働金庫法第四十一条第一項の規定による貸借対照表をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る貸借対照表については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表については、新規則の規定を適用することができる。

２　新規則別紙様式第二号記載上の注意1．⑵⑪及び別紙様式第六号記載上の注意1．⑵⑪の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る貸借対照表について適用し、同日前に開始する事業年度に係る貸借対照表については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表については、新規則の規定を適用することができる。